

官報

號外 昭和二十年六月十一日

○第八十七回 衆議院議事速記録第二號

昭和二十年六月十日(日曜日)

午後一時十六分開議

○議長(島田俊雄君) 諸般ノ報告ヲ致

サセマス

(書記官朗讀)

一、本日貴族院ヨリ受領シタル政府提出案左ノ如シ

裁判所構成法戰時特例中改正法律案

戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノ爲茲ニ掲載ス)

戰時緊急措置法案(政府提出)委員委員長 三好 英之君

理事 阿子島俊治君 石坂 繁君 小柳 牧衛君 依光 好秋君 中谷 武世君

衆議院議員選舉法第十條ノ特例ニ關スル法律案(政府提出)委員委員長 津崎 尙武君

理事 池本甚四郎君 岸井 壽郎君

野口 喜一君

義勇兵役法案(政府提出)外一件委員

委員長 加藤藤五郎君

理事

馬岡 次郎君 白川 久雄君

田中 亮一君 森田重次郎君

渡邊 健君

一、昨九日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

戰時緊急措置法案(政府提出)委員

辭任渡邊善十郎君 補闕伊藤 清君

衆議院議員選舉法第十條ノ特例ニ關スル法律案(政府提出)委員

辭任金光 邦三君 補闕中越 義幸君

○議長(島田俊雄君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、開院式 勅語奉答書並ニ上奏書捧呈ノ願末ヲ御報告致シマス、開院式 勅語奉答書ハ、本日參内致シマシ

テ、午前十時四十五分表拜調ノ間ニ於テ拜調ヲ賜ハリ、御前ニ進ミマシテ奉

答書ヲ朗讀致シ捧呈致シマシタ、之ニ

對シテ 勅語ヲ賜ハリマシタ、茲ニ捧讀致シマス—諸君ノ御起立ヲ望ミマス

(總員起立)

衆議院ノ深厚ナル敬禮ヲ嘉ス

(總員敬禮)

○議長(島田俊雄君) 尙ホ昨日御決議ニ相成リマシタ上奏書ハ、勅語奉答

書捧呈ノ後、宮内大臣ヲ經テ捧呈致シ

マシタ、右謹シテ御報告ヲ申上ゲマス

(拍手)

○山本益吉君 議案上程ニ關スル緊急

勸議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際、政

府提出、裁判所構成法戰時特例中改正

法律案、戰時民事特別法及戰時刑事特

別法中改正法律案ノ兩案ヲ一括議題ト

ナシ、其ノ審議ヲ進メラレシコトヲ望

ミマス

○議長(島田俊雄君) 山本君ノ勸議ニ

御異議アリマセヌカ

(異議ナシト呼ブ者アリ)

○議長(島田俊雄君) 御異議ナシト認

メマス、裁判所構成法戰時特例中改正法律案、戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス—松阪司法大臣

裁判所構成法戰時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

裁判所構成法戰時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

裁判所構成法戰時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

裁判所構成法戰時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

裁判所構成法戰時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

裁判所構成法戰時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

裁判所構成法戰時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

裁判所構成法戰時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

裁判所構成法戰時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

裁判所構成法戰時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

裁判所構成法戰時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

裁判所構成法戰時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付) 第一讀會

明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

ルコト能ハザル場合ニ於テ裁判所

手續ノ遅延ヲ避クル爲必要アリト

認ムルトキハ裁判長ノ指定スル判

事ヲシテ裁判所書記ノ事務ヲ取扱

ハシムルコトヲ得

前項ニ規定スル場合ニ於テ豫審判

事、受命判事、受託判事又ハ檢事

手續ノ遅延ヲ避クル爲必要アリト

認ムルトキハ裁判所書記ノ事務ヲ

自ラ取扱フコトヲ得

第九條 司法大臣必要アリト認ムル

トキハ裁判所ヲシテ司法大臣ノ定

ムル場所ニ於テ其ノ職務ヲ行ハシ

ムルコトヲ得

司法大臣ハ控訴院長又ハ地方裁判

所長ヲシテ各其ノ管轄區域内ニ於

テ前項ノ職權ヲ行ハシムルコトヲ

得

第十條 裁判長已ムコトヲ得ザル事

情アリト認ムルトキハ裁判所構成

法第百十四條ノ規定ニ依ラザルコ

トヲ得ル旨ヲ定ムルコトヲ得

第十一條 第一條ノ二、第九條及前

條ノ規定ハ臺灣ニ於テハ之ヲ適用

セズ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

戰時民事特別法及戰時刑事特別法
中改正法律案

第一條 戰時民事特別法中左ノ通改
正ス

第四條第二項ヲ削ル

第二十二條中「別段ノ定ヲ爲スコ
トヲ得」ノ下ニ「登記簿又ハ既登記

ノ建物ノ滅失シタル場合ニ於ケル
登記ノ手續ニ關シ亦同ジ」ヲ加フ

第二條 戰時刑事特別法中左ノ通改
正ス

第十九條ノ二 裁判所適當ト認ム

ルトキハ土地管轄ニ關スル規定

ニ拘ラズ自ラ事件ヲ審判シ又ハ
檢事ノ意見ヲ聽キ決定ヲ以テ他

ノ裁判所ニ之ヲ移送スルコトヲ
得

前項ノ規定ハ豫審判事ニ之ヲ準
用ス

第二十二條ノ四 辯護人ニ對スル
書類ノ送達ハ刑事訴訟法第七十

五條第一項ノ規定ニ依ル届出ノ
場所ニ宛テ郵便ニ付シ之ヲ爲ス

コトヲ得

刑事訴訟法第七十五條第一項ノ
規定ニ依ル届出ナキトキハ辯護

人ニ對スル書類ノ送達ハ之ヲ爲
サザルコトヲ得

刑事訴訟法第七十六條第二項ノ
規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準
用ス

第二十二條ノ五 左ニ掲グル期間
滿了ノ時ニ當リ戰爭ニ起因スル

避クベカラザル障礙ニ因リ刑事
手續上必要ナル行爲ヲ爲スコト

能ハザルトキハ其ノ期間ヲ伸長
ス

一 被告人又ハ被疑者ヲ勾引シ
タル場合ニ付法律ニ定ムル期

間

二 檢事又ハ司法警察官現行犯
人ヲ逮捕シ又ハ之ヲ受取リタ

ル場合ニ付法律ニ定ムル期間

三 勾留ノ期間

四 公訴ノ時効期間

五 上訴其ノ他裁判ニ對スル不
服申立ノ期間

六 上告趣意書差出ノ期間

前項ノ規定ニ依リテ伸長セラレ
タル期間ハ其ノ障礙ノ遠ミタル

時ヨリ一週間ノ經過ニ依リテ滿
了ス但シ前項ノ期間ガ一週間ヨ

リ短キトキハ其ノ期間ト同一ノ
期間ノ經過ニ依リテ滿了ス

前二項ノ規定ハ違審罪即決例ニ
依ル即決ノ言渡ニ對スル正式裁

判請求ノ期間及豫防拘禁ニ關ス
ル假收容ノ期間ニ付之ヲ準用
ス

第二十二條ノ六 裁判所書記差支
ノ爲其ノ職務ヲ行フコト能ハズ

且試補ラシテ裁判所書記ノ職務
ヲ行ハシムルコト能ハザル場合

ニ於テ裁判所、豫審判事、受命
判事、受託判事又ハ檢事手續ノ

遅延ヲ避クル爲必要アリト認ム
ルトキハ裁判所書記ノ立會又ハ

列席ナクシテ訊問其ノ他ノ職務
ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テ

ハ裁判所書記ノ職務ハ裁判長ノ
指定スル判事又ハ當該職務ヲ

行フ判事若ハ檢事之ヲ取扱フ

前項前段ノ規定ハ司法警察官ガ
訊問ヲ爲ス場合ニ付之ヲ準用ス

第二十三條ノ二 裁判所適當ト認
ムルトキハ公判期日ニ於ケル取

調準備ノ爲被告人若ハ證人ノ訊
問ヲ爲シ又ハ部員ヲシテ之ヲ爲

サシムルコトヲ得

刑事訴訟法第三百二十三條第二
項ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ

準用ス

第二十三條ノ三 裁判所已ムコト
ヲ得ザル事情アリト認ムルトキ

ハ決定ヲ以テ刑事訴訟法第三百
三十二條ノ規定ニ依ラザルモノ
ト爲スコトヲ得

第二十四條ニ左ノ一項ヲ加フ

裁判所已ムコトヲ得ザル事情ア
リト認ムルトキハ決定ヲ以テ前

項ニ掲ゲザル罪ニ關スル事件ニ
付刑事訴訟法第三百三十四條ノ

規定ニ依ラザルモノト爲スコト
ヲ得

第二十九條ノ六 刑事訴訟法第三
百九十一條及第三百九十二條ノ

規定ハ略式命令ヲ受ケタル被告
人ガ監獄ニ在ル場合ニ付之ヲ準

用ス

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(國務大臣(松阪廣政君登壇))
只今上程セ

ラレマシタル裁判所構成法戰時特例中
改正法律案ニ付キ其ノ提案ノ理由ヲ御

說明申上ゲマス

裁判所構成法戰時特例ハ大東亞戰爭
勃發後司法事務ノ運営ヲ戰時態勢下ニ

置カンガ爲メ制定公布セラレタルモノ
デゴゾイマスガ、最近戰局ノ推移ハ著

シク急潮ヲ迎リ、司法事務ヲ現下ノ緊
迫セル事態ニ即應シテ、迅速且ツ機動

的ニ運營セシメンガ爲ニハ、更ニ新タ
ナル改正ヲ加フル必要アルニ至リマシ
タノデ、今回右法律中ノ改正法律案ヲ

提出致シタ次第デアリマス、改正ノ要
點ハ次ニ述べマスル五點デアリマス

第一點ハ裁判所ノ設立廢止及ビ管轄
區域竝ニ其ノ變更ニ關スルモノデアリ

マス、是等ノ事項ハ法律ヲ以テ之ヲ定
ムベキモノトセラレテ居リマスルガ、

戰局ノ進展ニ伴ヒ人口ノ移動、交通通
信狀況ノ變化等ニ應ジマシテ之ヲ急速

ニ變更セシムルノ途ヲ拓キ置カントス
ルモノデアリマス、第二點ハ裁判所ノ

判事ノ代理ニ關スルモノデアリマスル
ガ、或ル裁判所ニ於テ事務ガ突發的ニ

増大シ、又ハ判事多數ガ同時ニ職務ヲ
執ルコト能ハザル事態ノ生ジマシタル

場合ニ、裁判所構成法ノ認ムル判事
ノ代理ニ關スル制度ハ狭キニ失シマス

ルノデ、更ニ之ヲ擴張致シマシテ、同
一控訴院ノ管轄區域内ニ於キマシテ

ハ、控訴院長ニ對シ必要ニ應ジテ管内
ノ一ツノ裁判所ノ判事ニ、他ノ裁判所

ノ判事ノ代理ヲ命ズル權能ヲ與ヘント
スルモノデアリマス、第三點ハ裁判所

書記ノ職務ノ代行ニ關スルモノデアリ
マス、訴訟ニ關スル調書ノ作成等ハ裁

判所書記ノ職務トセラレテ居リマス

ルガ、近時應召等ニ依ル書記ノ手不足ハ、裁判事務ノ運行ニ影響ヲ及ボシツ、アルノデアリマシテ、裁判所書記方差支ヘノ爲メ其ノ事務ヲ取扱フコトノ出来ナイ場合ニ、裁判手續ノ遅延ヲ來ス虞レガアリマスル時ハ、判事又ハ檢事自身ガ裁判所書記ニ代ツテ、裁判所調書ノ作成其ノ他ノ職務ヲ行フコトヲ得ルモノトセントスルモノデアリマス、第四點ハ裁判所ノ職務ヲ行フ場所ニ關スルモノデアリマス、最近ノ敵機ノ來襲狀況ニ徴シマスレバ、裁判所ガ其ノ廳舎外ノ適當ノ場所ニ於テモ其ノ職務ヲ行フコトヲ得ルノ途ヲ開キ置クノ必要ガアリマス、仍テ司法大臣又ハ其ノ委任ヲ受ケタル控訴院長又ハ地方裁判所長ニ、此ノ點ニ關スル現行ノ制限ヲ緩和スルノ權限ヲ認メントスルモノデアリマス、第五點ハ法服其ノ他ノ服制ニ關スルモノデアリマス、戰災等ノ理由ニ依リマシテ判事、檢事、裁判所書記及ビ辯護士ガ、裁判所ノ公開シタル法廷ニ於テ、一定ノ服制ニ從フベキコトノ困難ナル事例ヲ生ジマスノデ、之ヲ緩和セントスルモノデアリマス

以上ガ改正ノ要點デアリマスルガ、尙ホ裁判所構成法戰時特例ハ、勅令ヲ以テ臺灣ニ施行セラレテ居リマスカラ、之ニ關スル調整的ノ規定ヲ設ケルコトト致シタルデアリマス

次ニ戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、先ヅ戰時民事特別法ヲ改正セントスルノ理由デアリマスガ、改正點ハ二點アリマス

第一點ハ人ノ居住ノ異動激シキ現狀ニ鑑ミマシテ、裁判所適當ト認ムル時ハ專屬管轄ノ定アル訴ニ付キマシテモ、土地ノ管轄ニ關スル規定ニ拘ラズ訴訟ノ全部又ハ一部ヲ他ノ裁判所ニ移送シ、又ハ自ら裁判ヲナスコトヲ得ルノ途ヲ開カントスルモノデアリマス、第二點ハ登記簿ノ滅失シタル場合ニ於ケル回復登記ノ期間中ニ於ケル新登記及ビ空襲其ノ他ノ戰災又ハ疎開ノ爲ニスル除却ニ依ツテ滅失致シマシタル既登記建物ノ滅失登記ニ付キマシテ、勅令ヲ以テ特例ヲ設ケントスルモノデアリマス

次ニ戰時刑事特別法ヲ改正セントスル要點ハ八點ニ亙ツテ居リマス、其ノ第一點ハ土地管轄ニ付キ管轄權アル裁判所ノ應令ガ、空襲ニ依ツテ燒失シタル場合等ニ對處スル爲ニ、裁判所又ハ豫審判事適當ト認ムル時ハ、土地管轄ニ關スル規定ニ拘ラズ自ら事件ヲ審

判シ、又ハ他ノ裁判所ニ事件ヲ移送シ得ルノ途ヲ開カントスルモノデアリマス、第二點ハ辯護人ノ住所又ハ事務所等ガ、戰災又ハ疎開等ニ依リマシテ移動激シキ現狀ニ鑑ミ、辯護人ニ對スル書類ノ送達方法ニ付キ特別ノ措置ヲ講ゼントスルモノデアリマス、第三點ハ戰爭ニ起因スル避ケベカラザル障礙ニ依リ裁判所、檢事等ノ司法機關又ハ被告人、辯護人等ノ訴訟關係人ガ、法定ノ期間内ニ刑事手續上必要ナル行爲ヲナシ得ナイ場合ニ、其ノ期間ノ伸長ヲ認メントスルモノデアリマス、第四點ハ裁判所書記方差支ノ爲メ其ノ職務ヲ執ルコト能ハザル場合ニ、手續ノ遅延ヲ避ケル爲メ必要アリト認ムル時ハ、裁判所、豫審判事、受命判事、受託判事又ハ檢事ハ、裁判所書記ノ立會又ハ列席ナクシテ訊問等ヲ行ヒ得ルモノトシ、此ノ場合ニ於テハ裁判所書記ノ職務ハ、裁判長ノ指定スル判事又ハ當該職務ヲ行フ判事若シクハ檢事之ヲ取扱フモノト致シマシテ、事件處理ノ迅速ヲ期セントスルモノデアリマス、第五點ハ公判期日ニ於ケル取調準備ノ爲メ被告人ノ訊問ハ、第一回ノ公判期日以後ニ於テモ之ヲナシ得ルコト等、戰爭ニ起因スル特殊事情ニ對應スルノ途

ヲ拓カントスルモノデアリマス、第六點ハ、先ニ御説明致シマシタル裁判所構成法戰時特例中改正法律案第九條ニ依リ、裁判所ノ廳舎以外ノ場所ニ於テモ公判ヲ開廷シ得ルコト相成リマスルノデ、斯様ナ場合ニ對處致シマシテ、公判廷ニ於ケル被告人ノ身體ノ拘束ニ關スル例外ヲ認メントスルモノデアリマス、第七點ハ、所謂強制辯護ノ制度ヲ緩和セントスルモノデアリマシテ、戰災等ニ依リ辯護人ヲ付シ得ザルヤウナ事態ノ生ジタル場合、辯護人ナクシテ開廷スルコトヲ得ルノ途ヲ開カントスルモノデアリマス、第八點ハ、略式命令ヲ受ケタル被告人ガ監獄ニ在ル場合ニ於テ、略式命令ニ對スル正式裁判ノ請求又ハ其ノ拋棄、取下等ニ付キ、被告人ノ利益ノ爲ニ便法ヲ認メントスルモノデアリマス

以上、各案提出ノ理由ノ概要ヲ御説明申上ゲタルデアリマスガ、何卒慎重御審議ノ上速カニ協贊ヲ與ヘラレントラ切望致シマス(拍手)

○議長(島田俊雄君) 各案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○山本桑吉君 兩案ヲ一括シテ議長指名二十七名ノ委員ニ付託シ、直チニ委員ヲ指名セラレシムルコトヲ望ミマス

○議長(島田俊雄君) 御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○議長(島田俊雄君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、委員ノ氏名ハ書記官ヲシテ報告致サセマス

〔書記官朗讀〕

裁判所構成法戰時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付)外一件委員

星島 二郎君 松尾 三藏君
濱地 文平君 中 助松君
渡邊 泰邦君 田中和一郎君
星野靖之助君 一松 定吉君
神尾 茂君 吉田 賢一君
菅又 俊吉君 谷原 公君
菅又 憲君 米田 吉盛君
花村 四郎君 四王天延孝君
紀藤 常亮君 渡邊善十郎君
金井 正夫君 木下 信君
小田彦太郎君 酒井 利雄君
木下 郁君 鈴木 忠吉君
杉山元治郎君 吉川 亮夫君
金光 邦三君

○議長(島田俊雄君) 只今指名致シマシタ委員諸君ハ、休憩後第二委員室ニ御參集ノ上、委員長及ビ理事ヲ互選シ

員ヲ指名セラレシムルコトヲ望ミマス

○議長(島田俊雄君) 山本君ノ動議ニ

御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

引續キ審査セラレシコトヲ望ミマス
 ○山本桑吉君 委員ニ付託シタル議案ノ審査終了ヲ待ツ爲メ暫時休憩セラレシコトヲ望ミマス
 ○議長(島田俊雄君) 山本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
 ○議長(島田俊雄君) 御異議ナシト認メマス、暫時休憩致シマス
 午後一時三十一分休憩

午後五時十七分開議
 ○副議長(勝田永吉君) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス
 ○山本桑吉君 議案上程ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、義勇兵役法案、國民義勇戰團隊員ニ關スル陸軍刑法、海軍刑法、陸軍軍法會議法及海軍軍法會議法ノ適用ニ關スル法律案ノ兩案ヲ一括議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○副議長(勝田永吉君) 山本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
 〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
 ○副議長(勝田永吉君) 御異議ナシト認メマス、義勇兵役法案、國民義勇戰團隊員ニ關スル陸軍刑法、海軍刑法、陸軍軍法會議法及海軍軍法會議法ノ適用ニ關スル法律案ノ兩案ヲ一括議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○加藤鏑五郎君 私人ノ今議題ニナリマシタ義勇兵役法案外一件ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ極メテ簡單ニ御報申上

關隊員ニ關スル陸軍刑法、海軍刑法、陸軍軍法會議法及海軍軍法會議法ノ適用ニ關スル法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長加藤鏑五郎君

義勇兵役法案(政府提出)
 第一讀會ノ續(委員長報告)
 國民義勇戰團隊員ニ關スル陸軍刑法、海軍刑法、陸軍軍法會議法及海軍軍法會議法ノ適用ニ關スル法律案(政府提出)
 第一讀會ノ續(委員長報告)

報告書
 一義勇兵役法案(政府提出)
 一國民義勇戰團隊員ニ關スル陸軍刑法、海軍刑法、陸軍軍法會議法及海軍軍法會議法ノ適用ニ關スル法律案(政府提出)
 右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致候此段及報告候也
 昭和二十年六月十日
 委員長 加藤鏑五郎
 衆議院議長 島田俊雄

〔加藤鏑五郎君登壇〕
 ○加藤鏑五郎君 私人ノ今議題ニナリマシタ義勇兵役法案外一件ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ極メテ簡單ニ御報申上

ゲタイト思ヒマス
 先ヅ義勇兵役法ニ付テ申上ゲマス、本法案ハ、敵本土ニ迫ラントシ、戦局極メテ切迫シタル此ノ際ニ對應スル爲ニ、男子ハ十五歳ヨリ六十歳マデ、女子ハ十七歳ヨリ四十歳マデヲ憲法ニ基ク兵役ニ服シ、必要ニ應ジテ之ヲ召集致シマシテ、國民義勇戰團隊員ニ編入セシムル趣意デアアルノデアリマシテ、而シテ編入シタル後ニ於テ、或ハ防衛ニ、或ハ後方ノ勤務ニ、或ハ生産方面ニ從事セシメントスルノガ本案ノ趣旨デアアルノデアリマシマス、委員會ニ於キマシテハ、昨日ヨリ、夜ニ掛ケ、只今マデ委員諸君ヨリ熱心ナル質疑ガ行ハレタノデアリマシマス、之ヲ一々御報告

シマスルノハ餘リニ長クナリマスルガ故ニ、速記録ニ就イテ御覽ヲ願ヒ、今ハ唯項目ニ付テノミ極メテ簡單ニ御報告ヲ申上ゲタイト存ジマス
 第一ノ質疑ハ内務省關係ノ國民義勇隊ト本法案トハ、年齢ノ相違ガアルノミナラズ、又國民義勇隊ト本法トハ色籍複雑極メテ居ルノデアアルガ、之ヲ何等カ一元化スル方法ハナカッタカト、斯ウ云フ意味ノ質疑デアアルノデアリマス、之ニ對シマシテ政府ハ、成程御尤モデアアルガ故ニ、色々研究モシ又

調査モ致シタノデアアルガ、是ハ別ニセザルヲ得ナイヤウニナツテ來タノデアアル、即チ内務省關係ノ國民義勇隊ハ生産面ヲ主トシテ居ルノデアアルケレドモ、此ノ方ハ軍律ニ依ル戰團ヲ主トシテ居ルノデアアルガ故ニ、本法ヲ提案セザルヲ得ザルニ至ツタノデアアル、唯年齢ノ點ニ於テハ國民義勇隊ト本法トハ少シノ相違ガゴザイマスケレドモ、志願ノ途ガアルガ故ニ、十五歳ヲ更ニ下ニ下ゲ、六十歳ヲ男子ニアツテハ上ニ延バスコトモ出來得ル、此ノ點ハ一致致スノデアアルガ、唯國民義勇隊ト本法トハ其ノ性格ヲ異ニ致シテ居ルガ故ニ、一元化スルコトガ出來ナカッタト云フ答辯ガアツタノデアリマシマス、第二ノ質疑ハ本法ニ依ツテ召集サレタル者ハ一般軍隊、即チ正規軍ノ如ク第一線ニ於テ戰闘行爲ヲナスベキモノデアアルカドウカト云フ質疑デアアルノデアリマス、之ニ對シテ政府ハ、原則トシテハ戰團員デアアルガ故ニ戰團ヲナスベキモノデアアルガ、戰團ヲナスノハ特別ノ場合デアアル、或ハ銃ヲ持チ、或ハ手榴彈ヲ持ツテ戰フノハ、急迫セル或ル特殊ノ場合デアアツテ、大體ニ於テハ後方ノ勤務或ハ輸送、交通、連絡、或ハ宿舎ノ世話、情報ト云フヤウナコトヲ掌ルノデア

アツテ、戰團ハ特殊ノ場合ニ限ルノデアアル、又之ヲ生産面ノ方ニ從事セシムルコトハアリ得ル、例ヘバ飛行機工場ニ此ノ種入レルコトモアルガ、ソレハ特殊ノ場合デアアツテ、大體トシテハ所謂後方ノ任務ヲナスノガ主眼デアアルト云フ意味ノ答辯ガアツタノデアリマシマス、第三ト致シマシテハ、本法ニ於テ一度召集ラサレ軍務ニ服スル以上、一般兵役ニ服スルト同様ニ、各種選舉法ニ依ツテ選舉權及ビ被選舉權ヲ喪失スルモノデアリカ、即チ本法ニ依ツテ召集サレタ時ニ、各種議員ハ直チニ失格スルモノデアリカト云フ質疑ニ對シマシテ、政府ハ左様ナコトハ絕對ニナイノデアアル、何トナレバ本法ハ「義勇召集」ト云フ特殊ノ文字ヲ第五條ニ使ツテ居ルノデアアル、即チ「本法ニ依ル召集ハ之ヲ義勇召集ト稱ス」而シテ又「之ヲ召集シ國民義勇戰團隊員ニ編入ス」トアツテ、一般普通ノ兵役法ニ依ル所ノ兵役トハ、同ジヤウナ戰團ニ從事スルガ、性格ガ違フノデアアル、選舉法ニアル所ノ兵役ト云フノハ一般兵役デアアツテ、本法デハナイ、隨テ選舉權、被選舉權ヲ喪失スルモノデアナイ、資格ヲ失フモノデアリカト云フ答辯ガアツタノデアリマシマス、第四ニ本法ヲ早

ニ下ゲ、六十歳ヲ男子ニアツテハ上ニ延バスコトモ出來得ル、此ノ點ハ一致致スノデアアルガ、唯國民義勇隊ト本法トハ其ノ性格ヲ異ニ致シテ居ルガ故ニ、一元化スルコトガ出來ナカッタト云フ答辯ガアツタノデアリマシマス、第二ノ質疑ハ本法ニ依ツテ召集サレタル者ハ一般軍隊、即チ正規軍ノ如ク第一線ニ於テ戰闘行爲ヲナスベキモノデアアルカドウカト云フ質疑デアアルノデアリマス、之ニ對シテ政府ハ、原則トシテハ戰團員デアアルガ故ニ戰團ヲナスベキモノデアアルガ、戰團ヲナスノハ特別ノ場合デアアル、或ハ銃ヲ持チ、或ハ手榴彈ヲ持ツテ戰フノハ、急迫セル或ル特殊ノ場合デアアツテ、大體ニ於テハ後方ノ勤務或ハ輸送、交通、連絡、或ハ宿舎ノ世話、情報ト云フヤウナコトヲ掌ルノデア

アツテ、戰團ハ特殊ノ場合ニ限ルノデアアル、又之ヲ生産面ノ方ニ從事セシムルコトハアリ得ル、例ヘバ飛行機工場ニ此ノ種入レルコトモアルガ、ソレハ特殊ノ場合デアアツテ、大體トシテハ所謂後方ノ任務ヲナスノガ主眼デアアルト云フ意味ノ答辯ガアツタノデアリマシマス、第三ト致シマシテハ、本法ニ於テ一度召集ラサレ軍務ニ服スル以上、一般兵役ニ服スルト同様ニ、各種選舉法ニ依ツテ選舉權及ビ被選舉權ヲ喪失スルモノデアリカ、即チ本法ニ依ツテ召集サレタ時ニ、各種議員ハ直チニ失格スルモノデアリカト云フ質疑ニ對シマシテ、政府ハ左様ナコトハ絕對ニナイノデアアル、何トナレバ本法ハ「義勇召集」ト云フ特殊ノ文字ヲ第五條ニ使ツテ居ルノデアアル、即チ「本法ニ依ル召集ハ之ヲ義勇召集ト稱ス」而シテ又「之ヲ召集シ國民義勇戰團隊員ニ編入ス」トアツテ、一般普通ノ兵役法ニ依ル所ノ兵役トハ、同ジヤウナ戰團ニ從事スルガ、性格ガ違フノデアアル、選舉法ニアル所ノ兵役ト云フノハ一般兵役デアアツテ、本法デハナイ、隨テ選舉權、被選舉權ヲ喪失スルモノデアナイ、資格ヲ失フモノデアリカト云フ答辯ガアツタノデアリマシマス、第四ニ本法ヲ早

アツテ、戰團ハ特殊ノ場合ニ限ルノデアアル、又之ヲ生産面ノ方ニ從事セシムルコトハアリ得ル、例ヘバ飛行機工場ニ此ノ種入レルコトモアルガ、ソレハ特殊ノ場合デアアツテ、大體トシテハ所謂後方ノ任務ヲナスノガ主眼デアアルト云フ意味ノ答辯ガアツタノデアリマシマス、第三ト致シマシテハ、本法ニ於テ一度召集ラサレ軍務ニ服スル以上、一般兵役ニ服スルト同様ニ、各種選舉法ニ依ツテ選舉權及ビ被選舉權ヲ喪失スルモノデアリカ、即チ本法ニ依ツテ召集サレタ時ニ、各種議員ハ直チニ失格スルモノデアリカト云フ質疑ニ對シマシテ、政府ハ左様ナコトハ絕對ニナイノデアアル、何トナレバ本法ハ「義勇召集」ト云フ特殊ノ文字ヲ第五條ニ使ツテ居ルノデアアル、即チ「本法ニ依ル召集ハ之ヲ義勇召集ト稱ス」而シテ又「之ヲ召集シ國民義勇戰團隊員ニ編入ス」トアツテ、一般普通ノ兵役法ニ依ル所ノ兵役トハ、同ジヤウナ戰團ニ從事スルガ、性格ガ違フノデアアル、選舉法ニアル所ノ兵役ト云フノハ一般兵役デアアツテ、本法デハナイ、隨テ選舉權、被選舉權ヲ喪失スルモノデアナイ、資格ヲ失フモノデアリカト云フ答辯ガアツタノデアリマシマス、第四ニ本法ヲ早

アツテ、戰團ハ特殊ノ場合ニ限ルノデアアル、又之ヲ生産面ノ方ニ從事セシムルコトハアリ得ル、例ヘバ飛行機工場ニ此ノ種入レルコトモアルガ、ソレハ特殊ノ場合デアアツテ、大體トシテハ所謂後方ノ任務ヲナスノガ主眼デアアルト云フ意味ノ答辯ガアツタノデアリマシマス、第三ト致シマシテハ、本法ニ於テ一度召集ラサレ軍務ニ服スル以上、一般兵役ニ服スルト同様ニ、各種選舉法ニ依ツテ選舉權及ビ被選舉權ヲ喪失スルモノデアリカ、即チ本法ニ依ツテ召集サレタ時ニ、各種議員ハ直チニ失格スルモノデアリカト云フ質疑ニ對シマシテ、政府ハ左様ナコトハ絕對ニナイノデアアル、何トナレバ本法ハ「義勇召集」ト云フ特殊ノ文字ヲ第五條ニ使ツテ居ルノデアアル、即チ「本法ニ依ル召集ハ之ヲ義勇召集ト稱ス」而シテ又「之ヲ召集シ國民義勇戰團隊員ニ編入ス」トアツテ、一般普通ノ兵役法ニ依ル所ノ兵役トハ、同ジヤウナ戰團ニ從事スルガ、性格ガ違フノデアアル、選舉法ニアル所ノ兵役ト云フノハ一般兵役デアアツテ、本法デハナイ、隨テ選舉權、被選舉權ヲ喪失スルモノデアナイ、資格ヲ失フモノデアリカト云フ答辯ガアツタノデアリマシマス、第四ニ本法ヲ早

アツテ、戰團ハ特殊ノ場合ニ限ルノデアアル、又之ヲ生産面ノ方ニ從事セシムルコトハアリ得ル、例ヘバ飛行機工場ニ此ノ種入レルコトモアルガ、ソレハ特殊ノ場合デアアツテ、大體トシテハ所謂後方ノ任務ヲナスノガ主眼デアアルト云フ意味ノ答辯ガアツタノデアリマシマス、第三ト致シマシテハ、本法ニ於テ一度召集ラサレ軍務ニ服スル以上、一般兵役ニ服スルト同様ニ、各種選舉法ニ依ツテ選舉權及ビ被選舉權ヲ喪失スルモノデアリカ、即チ本法ニ依ツテ召集サレタ時ニ、各種議員ハ直チニ失格スルモノデアリカト云フ質疑ニ對シマシテ、政府ハ左様ナコトハ絕對ニナイノデアアル、何トナレバ本法ハ「義勇召集」ト云フ特殊ノ文字ヲ第五條ニ使ツテ居ルノデアアル、即チ「本法ニ依ル召集ハ之ヲ義勇召集ト稱ス」而シテ又「之ヲ召集シ國民義勇戰團隊員ニ編入ス」トアツテ、一般普通ノ兵役法ニ依ル所ノ兵役トハ、同ジヤウナ戰團ニ從事スルガ、性格ガ違フノデアアル、選舉法ニアル所ノ兵役ト云フノハ一般兵役デアアツテ、本法デハナイ、隨テ選舉權、被選舉權ヲ喪失スルモノデアナイ、資格ヲ失フモノデアリカト云フ答辯ガアツタノデアリマシマス、第四ニ本法ヲ早

急ニ實施致シテ軍需工場ナドニ、産業軍トシテ從事サシテハドウカ、斯ウ云フ質疑ニ對シマシテ、政府ト致シマシテハ、軍ガ直接指揮シテ工場ニ働カシムルコトハ中々難カシイ問題デアツテ、是ハ旨ク行カナイ、寧ロ只今ノ考ヘデハ所謂内務省ノ國民義勇隊ノ方ニ當ラシメタ方ガ宜イノデアアル、併シナガラ特殊ノ必要ガ生ジタ場合ハ、關係方面トモ能ク協議シテ生産面ニモ働カスコトガアルデアラウガ、今直チニ一般生産ニ此ノ國民義勇隊ヲ從事セシムルヤウナ考ヘハ持ツテ居ラヌト云フ意味ノ答辯ガアツタノデゴザイマス、第五ニ家庭ノ主婦ハ之ヲ召集スルヤト云フ質疑ニ對シマシテ、主婦ハ學齡以下ノ子女ヲ有スル者、或ハ家庭ニ病人ヲ有スル者トカ、或ハ妊産婦ノ如キ特殊ノ者ハ之ヲ特殊扱ヒニスルノデアルト云フ答辯ガアツタノデゴザイマス、第六ニ、義勇隊ニ於テハ一般軍隊ノ如ク階級制度ガアルノデアアルカドウカ、又平時ノ給與手當ハドウデアアルカ、又戦死シタル場合ハドウナルノデアアルカ、恩賞等ハ之ヲドウスルノデアアルカト云フ質疑ニ對シマシテ、政府ハ揮ヲ受ケル者ト區別ハアリ得ル、幹部

ト兵トノ區別ハアリ得ルガ、一般軍隊ノ如クア、云フ階級ハ作ラナイノデアアル、又軍トシテノ地位ハ必ズシモ平素ノ身分ト一致シナイ場合モアリ得ル、極端ノ例ヲ申シマスナラバ、一兵卒ガ將官ヲ指揮スル場合モ生ジ得ル、法文ノ上カラ言ヘバ生ジ得ルノデアアルガ、實際ノ扱ヒトシテハ左様ナ不合理ノナイヤウニ取扱フ積リデアルト云フ答辯デアツタノデアアルマス、又給與ハ之ヲ支給シナイノデアアル、即チ一方ニ於テ職域ヲ持ツテ其ノ傍ラ職隊トシテ働クノデアアルカラ、一口ニ言ヘバ手辦當デヤツテ費フノデアアルガ、已ムラ得ザル場合ハ軍デ支給スルコトモアリ得ル、戦死ノ場合ハドウナルカト云フコトニ關シマシテハ、遺族ニハ軍事扶助法ニ依ル扶助ガアルノハ當然ノコトデアアル、恩賞ニ付キマシテハ一般軍人ト同様ナ恩典ニ預カルコトハ言フマデモナイ、以上ガ本案ニ對スル質問ノ主ナルモノデアツタト存ズルノデゴザイマス

次ニ國民義勇隊員ニ關スル陸軍軍法、海軍刑法、陸軍軍法會議法及海軍軍法會議法ノ適用ニ關スル法律案ニ付テ申上ゲマス、本法案ハ既ニ兵役ニ服シタル以上ハ、軍ノ嚴肅ナル軍紀ニ服スベキハ當然デアアルノデアアル、仍テ陸軍刑法、海軍刑法其ノ他軍法會議モ是ノ適用ヲ受クベキガ當然デアアルガ、何分ニモ年少者若シクハ女ノコトデアアルガ故ニ、之ヲ直チニ適用スルト云フコトハ聊カ峻嚴ニ過グルノデアアルガ故ニ、本法案ニ依ツテ特例ヲ設ケテ之ヲ緩和セントスルモノデアアルノニゴザイマス、又此ノ軍法會議法ハ、軍法會議ニ於ケル武官ノ手不足ヲ補フ爲ニ文官ヲ以テ之ヲ補充セントスルノデアアリマシテ、委員會ニ於キマシテハ政府ヨリ逐條ノ説明ガゴザイマシタガ、委員會トシテハドウナタモ質疑ガナカッタノデゴザイマス

以上ヲ以テマシテ質疑ハ終了致シマシテ討論ニ入り、大日本政治會ヲ代表シテ渡邊健君、護國同志會ヲ代表シテ中原護司君、翼壯議員同志會ヲ代表シテ村澤義二郎君ヨリシテ、何レモ原案贊成ノ御意見ガアリマシタ、斯クテ討論ハ結局致シ、採決ノ結果満場一致原案ヲ可決致シタノデゴザイマス、右極メテ簡單デアザイマスルガ御報告申上ゲマス

○副議長(勝田永吉君) 御異議ナシト認メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマシタ

○山本桑吉君 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ委員長ノ報告ノ通り可決セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(勝田永吉君) 山本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼ブ者アリ

○副議長(勝田永吉君) 御異議ナシト認メマス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

義勇兵役法案 第二讀會(確定議)

國民義勇隊員ニ關スル陸軍刑法、海軍刑法、陸軍軍法會議法及海軍軍法會議法ノ適用ニ關スル法律案 第二讀會(確定議)

○副議長(勝田永吉君) 別ニ御發議モアリマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ兩案トモ委員長報告ノ通り可決確定致シマシタ(拍手)

○山本桑吉君 委員ニ付託シタル議案ノ審査終了ヲ待ツ爲メ暫時休憩セラレンコトヲ望ミマス

○副議長(勝田永吉君) 山本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

○議長(島田俊雄君) 山本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼ブ者アリ

○議長(島田俊雄君) 御異議ナシト認メマス、裁判所構成法戰時特例中改正法律案、戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案、右兩案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長星島二郎君

裁判所構成法戰時特例中改正法律案(政府提出、貴族院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

ニ御異議アリマセヌカ

「異議ナシ」ト呼ブ者アリ

○副議長(勝田永吉君) 御異議ナシト認メマス、暫時休憩致シマス

午後五時三十四分休憩

午後八時一分開議

○議長(島田俊雄君) 休憩前ニ引續キ會議ヲ開キマス

○山本桑吉君 議案上程ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出裁判所構成法戰時特例中改正法律案、戰時民事特別法及戰時刑事特別法中改正法律案ノ兩案ヲ一括シテ議題トナシ、委員長ノ報告ヲ求メ、其ノ審議ヲ進メラレンコトヲ望ミマス

○議長(島田俊雄君) 山本君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

戰時民事特別法及戰時刑事特別法
中改正法律案（政府提出、貴族院
送付） 第一讀會ノ續（委員長報告）

報告書

一 裁判所構成法戰時特例中改正法律
案（政府提出、貴族院送付）

一 戰時民事特別法及戰時刑事特別法
中改正法律案（政府提出、貴族
院送付）

右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議
決致候此段及報告候也
昭和二十年六月十一日
委員長 星島 二郎

衆議院議長島田俊雄殿
（星島二郎君登壇）
○星島二郎君 只今上程サレマシタ裁
判所構成法戰時特例中改正法律案外一
件特別委員會ノ經過竝ニ結果ニ付テ御
報告申上ゲマス

委員會ハ本日午後二時ヨリ開會致
シ、熱心ニ右二法案ノ審議ヲ行ツタ
デアリマス、最初ニ司法大臣ヨリ右二
法案ノ提案理由ニ付テ詳細ナ説明ガア
リマシタ、其ノ要點ハ、右法案本會議
上程ノ際ニ司法大臣ノ説明ガアリマシ
タノヲ敷衍サレタノデアリマスカラ、
ソレハ省略致シマスガ、唯御分り宜イ
爲ニ少シ其ノ項目ダケヲ碎イテ御報告
致シマス、裁判所ノ設立ヲ廢止ヤ、

管轄區域竝ニ其ノ變更ニ關スル事項ヲ
勅令ニ委譲シタイコト、裁判所ノ判事
ノ代理制度ヲ擴張シテ、甲ノ裁判所デ
足ラヌ場合ニハ、乙ノ裁判所ノ判事ヲ
任命出來ルヤウニスルコト、或ハ裁判
所ノ書記ノ立會ヲ省略スルコト、書記
ガ非常ニ少クナツテ參リマシタカラ、
又裁判ト言ヘバ必ズ法服ヲ着テヤルコ
トニナツテ居ルモノデスガ、法服ナン
カ着ナイデモ裁判ガ出來ル、或ハ裁判
ハ裁判所デヤルモノデアルガ、是モ或
ル場合ニハ他ノ家デモヤレル、斯ウ云
ツタヤウナコトヲ凡ソ五點擧ゲラレテ
居リマスガ、是ガ裁判所構成法戰時特
例中改正法律案デアリマス、又戰時民
事、刑事特別法ノ改正ニ付キマシテ
ハ、民事刑事ノ訴訟ノ管轄ヲ變ヘル
場合ガアル、登記ノ手續ニ關シテ一
部ヲ勅令ニ委譲スル、或ハ刑事辯護人ニ
對スル書類ノ送達ハ、從來ハ手續ガ面
倒デアリマシタノヲ、今度ハ或ル場合
ニハ郵便デモ宜イ、或ハ戰災ニ依ツテ
色々ナ期間ヲ延長スルコトガ出來ルト
カ、又或ル場合ハ裁判所ノ書記ノ立會
ヲ省略シテシマヒ、判檢事自ラヤル
ト云フヤウナコトモ行ヘル、又公判準
備手續ヤ、公判廷ニ於ケル被告人ノ身
體ノ拘束、及ビ官選辯護ニ關シテ必ズ
シモ辯護人ナクテモヤレルトカ、又略

式命令ノ送達ヲ受ケテ刑事被告人ノ爲
ニ、正式裁判ノ請求ニ關スル本法ノ準
用ト云フヤウナ點、其ノ他數項ノ改正
ガアルノデスガ、要スルニ此ノ非常時
ノ際、空襲等ノ際ニ於キマシテ緊急措
置ヲシタイト云フノガ本案ノ趣旨トス
ル所デアリマス、詳シイコトハ速記録
ニ依ツテ御承知ヲ願ヒタイト思ヒマ
ス
右ノ趣旨ニ付キマシテ委員各位カラ
色々ナ質問ガ出マシタ、併シ皆贊成
ナ質問デアリマシタ、寧ロモツトヤル
コトハナイカト云ツタヤウナ質問ガア
ツタニ對シマシテ、司法大臣ハ短期間
ノ議會デアルカラ、實ハ考慮シテ居ル
ノダト云ツタヤウナ御答辯ガアツタノ
デアリマス、各委員ハ本案ニ關聯シテ
諸種ノ方面カラ質問ヲ行ハレテ、司法
大臣及ビ政府委員カラ色々ノ答辯ガア
リマシタ、其ノ主ナル一、二點ニ付キ
マシテ御參考ノ爲ニ申上ゲマス、本
法案ノ重要ナル内容トナツテ居ル裁判
所書記ノ減少、手不足ニ依ル差支ヘハ、
其ノ待遇ノ非薄ナルコトガ重要ナ原因
ヲ成スモノト思フガドウカ、從來政府
當局ノ待遇改善ノ爲ノ努力モアツタ
ガ、現状デハ依然其ノ生活ヲ保持スル
コトハ到底困難ト思ハレルカラ、早急
ニ此ノ點ノ改善ヲ圖ル必要ハナイカト

ノ質問ニ對シマシテ、司法大臣及ビ大
藏省政府委員ヨリ、趣旨ノアル所ハ十
分了承スル、是ガ改善ニ付テハ今後一
層努力ヲ拂フコトノ御答辯ガアリマシ
タ、次ニ空襲ノ際ニ在監中ノ者ハドウ
シテ居ルカト云フ質問ニ對シマシテ、
司法大臣ハ、實ニ此ノ前ノ關東大震災
ノ時ニ一部ヲ解放シテ、市民ニ非常ナ
不安ヲ與ヘテ困ツタコトガアル、其ノ
苦イ經驗ガアルノデ、此ノ度ハ兇惡ナ
ル受刑者ハ夙ニ遠隔ノ危險ノ少イ所ニ
移シテ居ルカラ御安心ヲ願ヒタイ、現
ニ最近デハ大抵ノ刑務所ハ鐵筋「コン
クリート」デアリ、平素訓練モシテ居
ルノデ、方々ニ罹災ガアツタガ、負傷
者一名ノミデ防ぎ止メテ居ル譯デア
ル、斯ウ云フヤウナ御答辯ガアリマシ
タ、尙ホ被疑者、詰リ未決ノ者ニ付テ
ハ、罹災ノ危險モアリマシ、速カニ
取調ベテ保障、責付等ヲスルヤウ努メ
ルトノ答辯ガアリマシタ、尙ホ此ノ外
色々有益ナル質問ガアリマシタガ、ソ
レハ速記録ニ依ツテ御覽ヲ願ヒタイト
思ヒマス、唯注意的質問ト申シマスカ、
此ノ法律ハ一步實施ヲ誤ルト非常ナ弊
害ヲ生ズルガ、之ニ對シテ政府ハ如何
ナル注意ヲシテ行クノカト云フ質問ニ
對シマシテ、當局ハ實務家ニ對シテ十
分ノ訓令ヲシテ、法律ノ趣旨ノアル所

ヲ徹底シテ弊害ヲナクシ、萬遺憾ナカ
ラシメタイトノ答辯ガアリマシタ
斯クシテ質疑ハ終リマシテ、討論ニ
入りマシテ、大日本政治會ヲ代表シマ
シテ濱地文平君カラ、實施ニ付テ十分
ノ考慮ヲ拂ツテ欲シイトノ希望ヲ附セ
ラレテ、原案贊成ノ御意見ガアリ、護
國同志會ヲ代表シテ杉山元治郎君ヨリ
裁判所書記ノ待遇改善ヲ十分考慮シ
テ、ソレガ爲ニ諸種ノ障礙ヲナシテ居
ルモノヲ取拂フヤウニトノ注意ガアツ
テ、原案贊成ノ意見ガアリマシタ、採
法ノ結果、全會一致ヲ以テ可決確定致
サレマシタ、此ノ段御報告致シマス
（拍手）
○議長（島田俊雄君） 兩案ノ第二讀會
ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ
○議長（島田俊雄君） 御異議ナシト認
メマス、仍テ兩案ノ第二讀會ヲ開クニ
決シマシタ
○山本桑吉君 直チニ兩案ノ第二讀會
ヲ開キ、第三讀會ヲ省略シテ、委員長
報告ノ通り可決セラレレンコトヲ望ミマ
ス
○議長（島田俊雄君） 山本君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ
○議長（島田俊雄君） 御異議ナシト認

メマス、仍テ直チニ兩案ノ第二讀會ヲ
開キ議案全部ヲ議題ト致シマス

裁判所構成法戰時特例中改正法律

案 第二讀會(確定議)

戰時民事特別法及戰時刑事特別法

中改正法律案 第二讀會(確定議)

○議長(島田俊雄君) 別ニ御發議モア

リマセヌ、第三讀會ヲ省略シテ、兩案

トモ委員長報告通り可決確定致シマシ

タ(拍手)

○山本桑吉君 委員ニ付託シタル議案

ノ審査終了ヲ待ツ爲メ、暫時休憩セラ

レンコトヲ望ミマス

○議長(島田俊雄君) 山本君ノ動議ニ

御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ

○議長(島田俊雄君) 御異議ナシト認

メマス、暫時休憩致シマス

午後八時十二分休憩

午後十時十二分開議

○議長(島田俊雄君) 休憩前ニ引續キ

會議ヲ開キマス、鈴木内閣總理大臣ヨ

リ詔書ヲ傳達セラレマシタ、茲ニ捧讀

致シマス——諸君ノ御起立ヲ望ミマス

〔總員起立〕

朕六月十一日迄一日間帝國議會會期

ノ延長ヲ命ス
〔總員敬禮〕

○議長(島田俊雄君) 明十一日ハ特ニ

午前九時ヨリ開會致シマス、議事日程

ハ衆議院公報ヲ以テ御通知致シマス、

本日ハ是ニテ散會致シマス

午後十時十三分散會

